

お母さん、隠してたのね！ 間違いやすい事例 その①



こんな事例があります。

18歳で結婚し、30年間専業主婦だったお母さんに、彼女名義の預金が3000万円ありました。本来、これは亡くなったお父さんの相続財産なのですが、お母さんは自分のものと思い申告しませんでした。後日、この預金の存在が明らかになり、税務署から「ヘソクリの限度を超えている」と指摘を受け、修正申告をしなければならなくなりました。

税務署には税金を追加で払うだけで済みます。むしろ大変だったのは、すでに嫁いでいる長女との間に亀裂が生じたことでした。同居していた次女にだけ、事情を話していたことも、問題を複雑にしたようです。修正申告の印をもらう際、「お母さん、私に隠してたのね。妹と2人で山分けするつもりでしょ」と責められ、大変苦労したということでした。

一度行った申告に間違いがあると、申告のやり直しに伴って再度遺産の分割協議を行い、他の相続人全員の実印が必要になります。申告は、遺産分割を前提とした連帯責任のようなものですから、間違えたり、故意にごまかしたりすると、後でややこしいことになり、争族の原因になりかねません。

まず、ここでは、「相続税は名義のいかんにかかわらず、実質的に被相続人が所有していた財産に課税される」ということを押さえておいてください。

